

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。
また、この調査票は統計を作成するためのみに使用するもので、課税など統計以外の目的に使用しませんので、ありのままを記入してください。

[illegible][illegible]

- 注： 1 網掛け項目については、農林水産省職員が記入しますので、記入しないでください。
2 「税区分」については、消費税込みの場合は「0」、消費税抜きの場合は「1」を記入してください。
3 「品目・品種名称」「品目・品種コード」「産地コード」については、別紙1「名称・コード一覧表」をご参照ください。
4 「品目・品種コード」については、別紙2（一社）全国中央市場青果卸売協会等が用いている「統一コード」で記入しても構いません。
5 「品目・品種コード種別」については、3の別紙1「名称・コード一覧表」のコードを使用する場合は「0」、4の別紙2「統一コード」を使用する場合は「1」を記入してください。